資料2-2

新	規・」	既存の別	
新規事業		既存事業	

## 補助金等チェックシート

	33214 🗀 33013 3																	
●基本	情報							-										
	事務事業評価年	度									事業実	施年度						
	補助金等名												所'	管課				
		款				項				目				中事業				
	予算科目	節				細節				細々節								
	総合計画	章			節			施策			実施	計画						
	交付開始年度	令和		年度		継続	年数						終期認	定年度				
			:令															
	根拠規定	要	綱															
	分類						説明											
※交付	交付先 対先を特定する場合は										•							
	体名・所在を記載	所在	生地								代	表						
	目的			_														
	補助対象経費																	
	AM: 11: 44 -44																	
	算出基礎																	
		定率		(補助	助率)						定額		(補助	金額)				
	補助率等	補助	単価								上印	限額						
		その	D他															
- 1-2-11	1 A 67 - 11 VI																,	×4 = 41>
●補助	力金等の状況			<b>令和</b>	年度					<b>介和</b>	年度					令和		単位:円、件)
	年度		決	·算	1/2	前年	度比	;	決算(身			前年	度比		予		1 /2	前年度比
	決算(予算)額																	
	国庫支出金						_											
DT 20E	県支出金						_											
財源 内訳	その他特定財源						_											
	一般財源						_											
	一般財源率																	
	補助対象経費					_	$\leq$											
	補助率						_											
※ 団	交付先団体の年間予算額																	
体補	補助金の占める割合						_											
助 の	交付先団体の繰越金	R →R	繰越金					R →R	繰越金									
み	補助金と繰越金の割合対比						_											
	交付件数																	
補助	の実績・効果(予定)																	
●成果																		
●队朱	₹ <u>指標</u> 成果指標																	
				令和	年度					令和	年度					令和	年度	
	【上段】目標値 【下段】実績値																	

		.点(第3章1関係) 検証項目	適否	特記事項
\	特定の	)個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図るものであるか		
1) 益性		E団体等の事業活動や補助事業が、その目的や手法に照らし公益を実 ものと認められるか		
	社会組	発済情勢の変化や市民ニーズ等の変化に的確に対応しているか		
2) 要性	補助事	s業の目的や内容について、行政が関与する必要性があるか		
	所期σ	目的を達成しているものではないか		
	補助事 か	事業の目的に沿った成果があり、補助金等に見合った効果が挙がった		
(3) 効性	行政σ	直接執行や事業委託と比較し、補助金等による執行が最適な手段か		
	補助金	額に見合う費用対効果は認められるか		
	補助対	対象経費は、適正かつ明確であり、公金で補助することが妥当か		
(4) 当性	補助率	等は、社会経済情勢等や他の地方公共団体の事例と比較し適切か		
	定額補	間は、積算根拠が明確であるか		
(5)	明確な	理由なく同一の補助対象者に対し、長期間にわたり補助金等を交付しいか		
平性	明確な	理由なく補助対象者を特定するなど、交付先団体等に偏りがないか		
(6)	個別 <i>の</i> か	交付要綱が制定されており、申請等に係る書類の様式が定まっている		
明性	補助金	き等の概要、交付要綱等をホームページ等により公表しているか		
	補助金	を等の概要、交付要綱等をホームページ等により公表しているか 生(第3章2関係)		
	補助金		適否	特記事項
	I補助金 E化基準	生(第3章2関係)	適否	特記事項
適正	I補助金 E化基準	集(第3章2関係) 項目	適否	特記事項
)適正 1	任化基本 (1)	選集 (第3章2関係) 項目 図表4に掲載の事項を記載した交付要綱が整備されている。	適否	特記事項
<u>適</u> 正 1	I補助金 E化基準	項目 図表4に掲載の事項を記載した交付要綱が整備されている。 補助率等について、適切な水準となっている。	適否	特記事項
<u>適</u> 正 1 2	任化基本 (1)	項目 図表4に掲載の事項を記載した交付要綱が整備されている。 補助率等について、適切な水準となっている。 補助率は2分の1以内となっている。	適否	特記事項
1 2 3 4	任化基本 (1)	項目 図表4に掲載の事項を記載した交付要綱が整備されている。 補助率等について、適切な水準となっている。 補助率は2分の1以内となっている。  上乗せ・横出しをしているが、特に必要と認められる理由がある。 団体等の予算規模又は補助対象規模に対して、補助金等の割合が	適否	特記事項
1 2 3 4 5	(1) (2)	項目 図表4に掲載の事項を記載した交付要綱が整備されている。 補助率等について、適切な水準となっている。 補助率は2分の1以内となっている。 上乗せ・横出しをしているが、特に必要と認められる理由がある。 団体等の予算規模又は補助対象規模に対して、補助金等の割合が10%以下であるなど少額ではない。	適否	特記事項
1 2 3 4 5	(1) (2) (3)	項目 図表4に掲載の事項を記載した交付要綱が整備されている。 補助率等について、適切な水準となっている。 補助率は2分の1以内となっている。 上乗せ・横出しをしているが、特に必要と認められる理由がある。 団体等の予算規模又は補助対象規模に対して、補助金等の割合が10%以下であるなど少額ではない。 団体運営費補助となっていない。	適否	特記事項
1 2 3 4 5 6	(1) (2) (3) (4)	項目 図表4に掲載の事項を記載した交付要綱が整備されている。 補助率等について、適切な水準となっている。 補助率は2分の1以内となっている。  上乗せ・横出しをしているが、特に必要と認められる理由がある。 団体等の予算規模又は補助対象規模に対して、補助金等の割合が10%以下であるなど少額ではない。 団体運営費補助となっていない。 補助対象経費が明確であり、図表6に掲載の経費は含んでいない。	適否	特記事項
1 2 3 4 5 6 7 8	(1) (2) (3) (4) (5)	項目  図表4に掲載の事項を記載した交付要綱が整備されている。 補助率等について、適切な水準となっている。 補助率は2分の1以内となっている。  上乗せ・横出しをしているが、特に必要と認められる理由がある。  団体等の予算規模又は補助対象規模に対して、補助金等の割合が 10%以下であるなど少額ではない。  団体運営費補助となっていない。  補助対象経費が明確であり、図表6に掲載の経費は含んでいない。 補助金等の整理・統合の必要性はない。	適否	特記事項
道立 1 2 3 4 5 6 7 8 9	(1) (2) (3) (4) (5) (6)	項目  図表4に掲載の事項を記載した交付要綱が整備されている。 補助率等について、適切な水準となっている。 補助率は2分の1以内となっている。  上乗せ・横出しをしているが、特に必要と認められる理由がある。 団体等の予算規模又は補助対象規模に対して、補助金等の割合が10%以下であるなど少額ではない。 団体運営費補助となっていない。 補助対象経費が明確であり、図表6に掲載の経費は含んでいない。 補助金等の整理・統合の必要性はない。 事業実施主体や予算科目は適切である。	適否	特記事項
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	(1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	項目  図表4に掲載の事項を記載した交付要綱が整備されている。 補助率等について、適切な水準となっている。 補助率は2分の1以内となっている。  上乗せ・横出しをしているが、特に必要と認められる理由がある。 団体等の予算規模又は補助対象規模に対して、補助金等の割合が10%以下であるなど少額ではない。 団体運営費補助となっていない。 補助対象経費が明確であり、図表6に掲載の経費は含んでいない。 補助金等の整理・統合の必要性はない。 事業実施主体や予算科目は適切である。  団体等が取得した財産の取扱いは適切である。 交付先団体の繰越金等を含めた財務状況からみて補助は適正であ	適否	特記事項
適正 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	(1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)	項目  図表4に掲載の事項を記載した交付要綱が整備されている。 補助率等について、適切な水準となっている。 補助率は2分の1以内となっている。 上乗せ・横出しをしているが、特に必要と認められる理由がある。 団体等の予算規模又は補助対象規模に対して、補助金等の割合が10%以下であるなど少額ではない。 団体運営費補助となっていない。 補助対象経費が明確であり、図表6に掲載の経費は含んでいない。 補助金等の整理・統合の必要性はない。 事業実施主体や予算科目は適切である。  団体等が取得した財産の取扱いは適切である。  交付先団体の繰越金等を含めた財務状況からみて補助は適正である。 3年の終期を設定し、交付要綱に規定している。 ※新規補助金等のみ 前金払・概算払を行っていない、又は交付要綱に基づく規定・様式によ		特記事項
適正 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 11 12	(1) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)	項目 図表4に掲載の事項を記載した交付要綱が整備されている。 補助率等について、適切な水準となっている。 補助率は2分の1以内となっている。  上乗せ・横出しをしているが、特に必要と認められる理由がある。 団体等の予算規模又は補助対象規模に対して、補助金等の割合が10%以下であるなど少額ではない。 団体運営費補助となっていない。 補助対象経費が明確であり、図表6に掲載の経費は含んでいない。 補助金等の整理・統合の必要性はない。 事業実施主体や予算科目は適切である。 団体等が取得した財産の取扱いは適切である。 交付先団体の繰越金等を含めた財務状況からみて補助は適正である。 3年の終期を設定し、交付要綱に規定している。 ※新規補助金等のみ		特記事項
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11)	項目 図表4に掲載の事項を記載した交付要綱が整備されている。 補助率等について、適切な水準となっている。 補助率は2分の1以内となっている。 上乗せ・横出しをしているが、特に必要と認められる理由がある。 団体等の予算規模又は補助対象規模に対して、補助金等の割合が10%以下であるなど少額ではない。 団体運営費補助となっていない。 補助対象経費が明確であり、図表6に掲載の経費は含んでいない。 補助金等の整理・統合の必要性はない。 事業実施主体や予算科目は適切である。  団体等が取得した財産の取扱いは適切である。 交付先団体の繰越金等を含めた財務状況からみて補助は適正である。 3年の終期を設定し、交付要綱に規定している。 ※新規補助金等のみ 前金払・概算払を行っていない、又は交付要綱に基づく規定・様式により適正な支出を行っている。		特記事項
1 2 3 4 5 6 7 8	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11)	項目 図表4に掲載の事項を記載した交付要綱が整備されている。 補助率等について、適切な水準となっている。 補助率は2分の1以内となっている。  上乗せ・横出しをしているが、特に必要と認められる理由がある。 団体等の予算規模又は補助対象規模に対して、補助金等の割合が10%以下であるなど少額ではない。 団体運営費補助となっていない。 補助対象経費が明確であり、図表6に掲載の経費は含んでいない。 補助金等の整理・統合の必要性はない。 事業実施主体や予算科目は適切である。  団体等が取得した財産の取扱いは適切である。 交付先団体の繰越金等を含めた財務状況からみて補助は適正である。 3年の終期を設定し、交付要綱に規定している。 ※新規補助金等のみ 前金払・概算払を行っていない、又は交付要綱に基づく規定・様式により適正な支出を行っている。 再補助は行われていない。		特記事項

 見直して継続
 □
 見直し時期
 見直し内容

 廃止
 □
 廃止時期
 廃止理由